法務省 仙台保護観察所 (公 印 省 略)

保護司募集のお知らせ

法務省 仙台保護観察所では、「保護司」になっていただける方を募集しています。

保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪 を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど 安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

詳しい就任要件、業務内容等については、別添保護司リーフレットを御覧ください。御不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

【補足説明】

- ・ 保護司への委嘱は法務大臣が行いますが、職務の特性上、保護司適任者は、有識者で構成された保護司選考会の審査を経て、最終決定されます。就任のお申し出いただいた後に保護区保護司会長との面談や、選考会審査があることを御承知おきください。
- ・ 保護司はお住いの場所の保護区(県内17保護区)に配属され保護区内の保護観察事件等の処遇活動や、保護区に組織されている保護司会に入会し、保護司会活動計画に沿って地域活動(主に犯罪予防活動)を行います。なお、保護司会には会費を納める必要があります。
- ・ 御自宅での面接が難しい場合には公共施設(更生保護サポートセンターや公民館等)で実施することも可能です。

【お問い合わせ先】

〒980-0812 仙台市青葉区片平1-3-1 仙台法務総合庁舎3階 仙台保護観察所 企画調整課 担当 企画調整課長 石 坂

TEL:022-221-1451 (内線3301)

FAX:022-216-4159

保護司以外の更生保護関係者は

更生保護施設:犯罪をした人で帰るところがない人 などに居場所を提供して立ち直りを 支援する施設です。全国に100を超 える施設があります。

更生保護女性会:女性としての立場から地域の犯罪・ 非行の予防活動、子育て支援など 様々な活動を行っています。全国に 約12万人の会員がいます。

B B S 会:子ども・若者の兄や姉のような存在 として、共に悩み、共に学び、共に楽 しむボランティア活動を行っていま す。全国に約4,600人の会員がいま す。

協力雇用主:犯罪や非行をした人を雇用し、自立を 支援している事業者です。全国に約 25.000の事業所があります。

一口メモ

更 生 保 護:犯罪や非行をした人が再び罪を犯す ことのないよう、地域社会の中でそ の立ち直りを指導・支援するととも に、犯罪や非行のない安全・安心な社 会をつくるための啓発を行う活動で す。更生保護の基本法として「更生保 護法」があります。

保護観察:仮釈放などになった人たちを地域社会において処遇するもので、更生保護の中心となっています。保護観察官と保護司が協動して行っています。

保護観察官:保護観察などの実施に当たる専門職の国家公務員で、保護観察所や地方 更生保護委員会に配置されています。

保護司についての連絡先

(保護観察所電話番号)

北海道地方

函	館	0138-26-0431	釧	路	0154-23-3200
東北地方					
青	森	017-776-6419	秋	田	018-862-3903
盛	岡	019-624-3395	山	形	023-631-2277
仙	台	022-221-1451	福	島	024-534-2246

011-261-9225 旭 川 0166-51-9376

関東地方

170714-073		
水戸	029-221-3970	横
宇都宮	028-621-2391	新
前 橋	027-237-5010	甲
さいたま	048-861-8287	長
千 葉	043-204-7795	静
東京	03-3597-0120	
立川支部	042-521-4231	

横	浜	045-201-3006
新	潟	025-222-1531
甲	府	055-235-7144
長	野	026-234-1993
静	岡	054-253-0191

中部地方

富 山	076-421-5620	岐
金 沢	076-261-0058	名
福 井	0776-22-2858	

岐 阜	058-265-2651
名 古 屋	052-951-2949
津	059-227-6671

近畿地方

大 津	077-524-6683
京 都	075-441-5141
大 阪	06-6949-6240
堺 支 部	072-221-0037

神戸	078-351-4005
奈 良	0742-23-4869
和 歌 山	073-436-2501

中国地方

1 1111111111111111111111111111111111111		
鳥	取	0857-22-3518
松	江	0852-21-3767
出	山	086-224-5661

広	島	082-221-4495
山		083-922-1327

四国地方

徳	島	088-622-4359
高	松	087-822-5445

松	山	089-941-9983
高	知	088-873-5118

九州地方

福岡	092-761-6736
北九州支部	093-561-6340
佐 賀	0952-24-4291
長 崎	095-822-5175
熊 本	096-366-8080

大 分	097-532-2053
宮 崎	0985-24-4345
鹿児島	099-226-1556
那覇	098-853-2946

保護観察所所在地(法務省保護局ホームページ)

https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01-01.html



全国保護司連盟ホームページ

https://www.kouseihogo-net.jp/hogo/hogoshi/index.html



保護司



人はみな、 生かされて 生きてゆく。

犯罪や非行のない 安全・安心な 地域社会をめざして

全国保護司連盟

保護司とは

保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

保護司のことを定める法律に「保護司法」があり、全 国の保護司の定数は52.500人と定められています。

保護司になるには

条件:①社会的信望

- ②熱意と活動のための時間的余裕
- ③生活の安定
- ④健康であること などが条件になっています。

農林漁業や商業に従事している方、会社や団体 の役員・社員、公務員、宗教家、主婦(夫)の方など、 様々な人が保護司として活動しています。

任期: ご本人の希望に応じて78歳になる前日まで 再任が可能です。(ただし、78歳に達した日以 降は、保護司活動に制限があります。)



保護司になったら

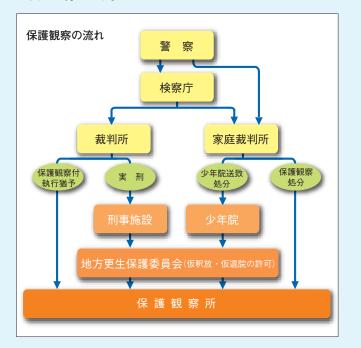
保護司は、住居地を管轄する保護観察所(全国50か所にあります)に配属され、地域の保護司組織(保護司会)に所属します。

なお、保護司の組織は、保護観察所、地方更生保護 委員会(全国8か所)及び全国を単位としても組織され ています。

保護司の具体的仕事は

- ①保護観察になった人への助言や指導
- ②刑務所や少年院など(矯正施設)に入っている人の出所後の生活環境の調整
- ③地域での犯罪予防のための啓発・宣伝活動
- ④その他犯罪の予防のための自治体など関係機関・ 団体との連携・協力など

このうち①と②は保護観察所の依頼を受けて行い、 ③と④は地域の保護司会の一員として他の保護司と共同して行います。



保護司に対する研修や指導は

保護司としての経験年数などに応じて、保護観察所が各種の研修を行います。また、保護司会でも自主的に 研修を行っています。

保護観察や矯正施設入所者の生活環境の調整などは、専門官である保護観察所の保護観察官のアドバイスを受けながら、保護観察官と協働して行います。多様な経験を持つ先輩保護司の助言や意見を聞くことも大変有意義です。

なお、「更生保護サポートセンター」が全国の保護司会に整備され、ここを拠点に保護司同士の研修や相談・助言など、様々な活動が行われています。

保護司の身分などは

身分は、非常勤の国家公務員とされています。

ボランティアということで給与は支給されませんが、活動に要した経費については、一定の基準により、実費 弁償金が国から支給されます。

保護司としての活動中に怪我などしたときは、国家公 務員として公務災害の補償が受けられます。

功績のある保護司に対する各種表彰制度(叙勲、藍 綬褒章、法務大臣表彰など)があります。

